

# 令和3年山形村議会第4回定例会

## 議事日程（第1号）

令和3年12月6日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和3年12月6日

（9日間）

至 令和3年12月14日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 承認第 4号

日程第 7 議案第40号

日程第 8 議案第41号

日程第 9 議案第42号

日程第10 議案第43号

日程第11 議案第44号

日程第12 議案第45号

日程第13 議案第46号

日程第14 議案第47号

日程第15 議案の委員会付託

---

## 出席議員（12名）

1番 春日 仁 君

2番 大池 俊子 君

3番 上條 倫司 君

5番 百瀬 昇一 君

6番 新居 禎三 君

7番 大月 民夫 君

8 番 百 瀬 章 君  
10 番 小 林 幸 司 君  
12 番 福 澤 倫 治 君

9 番 竹 野 入 恒 夫 君  
11 番 小 出 敏 裕 君  
13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	赤羽孝之 君
教 育 長	根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者	上條憲治 君
企 画 振 興 課 長	藤沢洋史 君	税 務 課 長	篠町通憲 君
住 民 課 長	中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長	篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長	堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長	古畑佐登志 君	教 育 次 長	小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長	児玉佳子 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳 君	書 記	上條美季 君
------	--------	-----	--------

---

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和3年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

---

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、竹野入恒夫議員、10番、小林幸司議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月29日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12

月14日までの9日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間と決定いたしました。

---

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(三澤一男君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 木枯らしが冬の到来を告げる季節となりました。

本日、令和3年第4回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国政では過日、10月31日に執行されました衆議院議員総選挙、県政では長野県議会議員の松本東筑摩郡区の補欠選挙が行われました。

衆議院では、与党が過半数を大きく上回る結果となり、11月10日には特別国会が召集され、第2次岸田内閣がスタートしております。

また、本日より臨時国会が開かれ、選挙公約に掲げたコロナ対策や経済の立て直しなどについての審議が始まります。

村政運営においても、今後も国県の動向には充分注視しながら、村政運営を進めてまいりたいと思います。

当村の9月の定例会以降の主な動向について申し上げます。

喫緊の課題でありますワクチン接種の状況であります。村内の89.5%の接種を希望される方全員の接種が11月7日に完了をしております。

今後は1月末から始まります第3回の接種に向けての準備を進めているところでございます。

次に災害復旧の現状について申し上げます。8月11日から21日にかけて日本列島周辺に停滞をした前線の影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、九州地方や中国地方では土砂災害による人的被害の発生など、河川氾濫に伴う家屋の浸水

など多数の被害が発生しております。

当村でも、8月13日から15日にかけての大雨により、土砂災害や中小河川の氾濫などの被害が発生しました。

現在四ツ谷穴観音下の土砂崩壊箇所については、人家への防災対応を行い、また、堂ヶ入線の路肩の崩落箇所につきましては復旧工事が完了しております。

中小河川などの被害箇所については、多面的制度の「山形村みどりと環境を守る会」と協議をしながら、対応策について検討をしております。

次に地域おこし協力隊について申し上げます。11月1日から、新たに2名の方が農業振興の部門で就任をされております。また、村では2番目の協力隊員でありました穴澤さんであります。村の観光プロモーションをテーマに活動をしていただきましたが、12月2日付で3年が経過したことから退任され、今は村内の借家を拠点に自立に向けての活動をしております。

次に村づくり懇談会について申し上げます。地域の課題や行政への提言など、様々なご意見をお聞かせいただき、村政の参考にさせていただくことを目的に、各区ごとに開催をしております。

今までの懇談会の進め方が形骸化してきたことや、デジタル化などの時代の変化に対応するよう、新しい形の村づくり懇談会に見直しを行い、平日の夜と土曜日の昼の2回、農業者トレーニングセンターで開催をいたしました。

懇談会のテーマは、ホームページに応募いただいた環境問題・子育て支援とし、それぞれのテーマに沿って意見交換を行いました。

また、懇談会には約20名の方がズームで参加をしております。今後、村政のデジタル化も積極的に進めてまいります。

次に工事の発注状況についてであります。お手元に配布をさせていただきました工事の発注状況を御覧いただきたいと思います。

本定例会に上程いたします案件は、専決処分の承認が1件、松本広域連合に係る議案が1件、条例の一部改正が3件、令和3年度補正予算4件を上程いたしました。

それぞれ御審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、3請願第4号「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」の1件であります。

ここで、3請願第4号の紹介議員からの内容説明を求めます。

百瀬章議員、説明願います。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、ただいまの請願書に対する説明を行ないます。

お手元の資料を御覧をいただきたいと思います。山形村に対して「気候非常事態宣言」を要請する決議を求める請願書。2021年11月22日。山形村議会議長、三澤一男様。

請願者、山形村1718-10、山形村エコライフを考える会 代表 稲田元宏、同じく山形村3400、水仙の会 代表 平林恵美子。紹介議員は私、百瀬章、それから小林幸司、上條倫司の3名であります。

請願事項。山形村並びに山形村議会が連名にて、以下の内容を含む「気候非常事態宣言」を行うよう要請する決議を求める請願であり、決議の採択をもって山形村に「気候非常事態宣言」の実行を訴えるものです。

（1）気候危機が迫っている実態を住民へ広く知らせる。

（2）温室効果ガスの排出「実質ゼロ」達成を目標とし、目標達成に必要な施策を立案し、実行する。

（3）各行政機関、関係諸団体、住民等と連携した取組を推進する。

請願理由。令和元年10月の台風19号が県内にも甚大な被害をもたらしました。山形村での被害は幸いにも大きくはありませんでしたが、本年8月に3日間で262ミリという類例を見ない降水量を記録したように、今後は大雨が発生する可能性が高まっていくといわれています。

世界の気候変動・異常気象を見ても、100年に一度といわれる台風や大雨及び気温の異常高温が近年、各地で頻発しています。当村においても、本年8月に3日間で1年間の平均降水量の20%以上の雨量を記録し、人的被害はなかったものの土砂崩れが発生しました。

さらに山形村及びその近郊における春の砂嵐は、年々激しさを増していること、並びに毎年のように繰り返される。遅霜による被害等、気温上昇との関係ははっきりしませんが、異常気象の影響を多分に受けていると感じます。

世界気象機関（WMO）によると1970年から2019年にかけて、豪雨や干ばつなど異常気象との関連が指摘される災害が世界で1万1,000件以上発生し、約200万人が死亡し、経済的損失は3兆6,400億ドル、日本円にして約415兆円に膨れ上がっています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、適切な対策を行わなければ、自然災害や感染症被害の拡大、自然資源や食糧の枯渇・欠乏、生物種・生態系の減少、海面上昇による洪水などが深刻化するという主要なリスクが示されています。また、地球の平均気温の上昇を産業革命前から1.5度以内に抑制するために二酸化炭素の排出量を迅速に減らすことがどれだけ重要な意味を持つのか明確にしています。

昨年12月に菅首相は2030年までに二酸化炭素の排出量を46%減らし、2050年には実質排出ゼロを目指すという目標を掲げました。また、2030年度を目標として世界中で取り組むSDGs（達成可能な開発目標）の13番目に「気候変動に具体的対策をとる」とあります。長野県においては2019年12月に「気候非常事態宣言」をし、2021年6月に地球温暖化対策及び環境エネルギー政策を推進するための計画である「長野県ゼロカーボン戦略～2050 ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定していて、県内77市町村すべてがこの趣旨に賛同しています。

この11月1日に英国で開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）で約110の国と地域の首相らが集結し、ジョンソン首相は「世界リーダーズサミット」と銘打たれた首脳会合の開会式で「気候抑制に対し、私たちは今すぐに行動を起こす必要がある」と強調しています。

山形村として具体的な施策を立案し実行するためには、気候危機が迫っている実態を、まずは広く村民に周知することが重要です。宣言はその象徴としての効果もあり

ます。

山形村の現在の自然環境を近未来も今のままであり続けるためには、必要不可欠な  
請願と位置づけ、提出します。

以上です。

- 議長（三澤一男君） お諮りします。本日提案されました請願につきましては、議長  
を除く11人の議員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに  
したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願は、議長を除く11人の議員で構成する特別委員会を設置し、これ  
に付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第4号

- 議長（三澤一男君） 日程第6、承認第4号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第  
4号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 承認第4号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第4号）の  
専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和3年度の一般会計補正予算第4号については、特に緊急を要するため議会を招  
集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179  
条第1項の規定により、本年10月11日に専決処分をいたしました。同条第3項の  
規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第4号については委員会付託を省略し、議会全員協  
議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございません



か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第4号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午前 9時19分)

---

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時33分)

---

○議長(三澤一男君) それでは、承認第4号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第40号

○議長(三澤一男君) 日程第7、議案第40号「松本広域連合松本地域ふるさと基金に属する財産の一部放棄について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第40号「松本広域連合松本地域ふるさと基金に属する財産の一部放棄について」の提案説明を申し上げます。

松本広域連合が管理・運用を行っております松本地域ふるさと基金について、令和4年度の松本地域ふるさと基金事業特別会計の当初予算の財源とするため、基金の一部取崩しを予定しています。基金の取崩しによる山形村出資分の一部債権放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

上條総務課長。

○総務課長(上條憲治君) それでは議案第40号「松本広域連合松本地域ふるさと基金に属する財産の一部放棄について」補足説明を申し上げます。

松本広域連合が管理運用を行っております松本地域ふるさと基金であります。令和4年度の松本地域ふるさと基金事業特別会計当初予算の財源とするため、基金の一部取崩しを予定しております。

基金の取崩しによる山形村出資分の一部債権放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、この松本地域ふるさと基金は全体額で9億665万5,000円ですが、このうち山形村出資分は全体の1.73%に当たる1,571万7,000円です。

それから今回の権利放棄の額ですが、8万8,929円となっております。

説明は以上です。

○議長(三澤一男君) 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第40号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第40号は、議会規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第40号「松本広域連合松本地域ふるさと基金に属する財産の一部放棄について」は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第41号

○議長(三澤一男君) 日程第8、議案第41号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第41号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、また同法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日に公布されたことにより、国民健康保険税の改正部分につき令和4年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い山形村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額規定の新設、法律等の改正に合わせて関係条項の改正であります。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長(旗町通憲君) ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第41号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第42号

○議長（三澤一男君） 日程第9、議案第42号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第42号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたことに伴い、村の条例の出産育児一時金の規定について、同様の改正を行うものであります。

なお、この改正は、出産事故等に対応するための産科医療補償制度の見直しで、掛け金が引き下げられたことによる、支給額の内訳の変更であり、被保険者に支給されている金額はこれまでどおり42万円が維持されることになっております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第42号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第43号

○議長（三澤一男君） 日程第10、議案第43号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第43号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

現在、農業者トレーニングセンター内で教育委員会が書庫として使用している部屋は、印刷室としても利用しており、村民の出入りが可能となっております。書庫には、個人情報等を含む機密文書も保管されており、管理上問題があることから、利用頻度の低い「生きがいの部屋」について、貸室使用を中止し、当該室を印刷室として村民の方に利用いただき、書庫の独立性を図りたく、条例の一部改正をするものです。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第43号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第44号～議案第47号

○議長（三澤一男君） 日程第11、議案第44号から、日程第14、議案第47号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第44号から議案第47号までの令和3年度の補正予算4

件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第44号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第5号）は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものであります。

第1条の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に4,334万8,000円を追加し、補正後の予算規模は39億789万2,000円とするものであります。

第2条の「地方債の補正」は、起債の追加1件と2件の限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より後ほど説明申し上げます。

次に、議案第45号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳出予算において各サービス給付費の増減のみを行なうため、補正額はゼロであります。よって、総額には変更はございません。

歳出予算の主な内容であります。保険給付費の地域密着型介護サービス費を1,700万円減額し、施設介護サービス給付費を1,000万円増額するものであります。

次に、議案第46号「令和3年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の営業費用に36万7,000円を増額するもので、主に職員手当の増額によるものであります。

また、資本的支出において建設改良費の委託料に625万9,000円を増額するもので、配水管布設工事の設計によるものであります。

次に、議案第47号「令和3年度山形村下水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出の固定資産購入費に115万5,000円を計上するもので、内容は非常用発電機の購入のためであります。

以上、補正予算4件について、提案説明を申し上げます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第44号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 議案第44号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の補足説明を申し上げます。

この一般会計の補正予算（第5号）は、歳入歳出に4,334万8,000円を追加し、補正後の予算規模を39億789万2,000円とするものであります。

6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

主な内容であります。歳入予算では、国庫支出金に1,098万3,000円、県支出金に1,114万1,000円、村債に1,500万円などを追加計上いたしました。

次に8ページを御覧いただきたいと思います。歳出予算であります。衛生費で、コロナの2回目のワクチン接種が終了したために、2,321万2,000円を減額している一方、民生費で4,436万3,000円、土木費で590万5,000円、教育費で895万8,000円などを追加計上いたしました。

5ページにお戻りいただきたいと思います。第2表の地方債補正であります。1件の追加と2件の限度額の変更を行うものであります。

上段の緊急災害防止対策事業債につきましては、下段にあります公共事業等債から一部変更し、限度額を2,680万円として、新たに追加するものであります。

下段の公共事業等債は、財源の変更によりまして、限度額を2,630万円から1,800万円に減額、その下の地域活性化事業債は、事業延期により起債を取りやめるというものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第45号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第46号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第47号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第44号から議案第47号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うように

します。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第15「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第41号から議案第47号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

(午前 9時54分)

---